

# 福井県報

第 275 号  
令和 5 年  
11月 28 日(火)  
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

### 規 則

※旅館業法施行細則等の一部を改正する規則(二九・医薬食品・衛生課)……………二

### 告 示

○社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録(四四七・長寿福祉課)……………五二

○保安林の指定の解除(四四八・森づくり課)……………五二

○保安林の指定の予定(四四九・四五〇・同)……………五二

○保安林の指定施業要件の変更の予定(四五一・同)……………五三

○道路の区域の変更(四五二・道路保全課)……………五三

### 公 告

○令和五年度クリーニング師試験の実施(医薬食品・衛生課)……………五三

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(商業・市場開拓課)……………五四

○大規模小売店舗立地法の規定による意見(二件・同)……………五五

○土地改良区の役員退任(福井農林総合事務所)……………五六

○団体営土地改良事業の完了(丹南農林総合事務所)……………五七

○土地改良区の役員退任(嶺南振興局)……………五七

○公共測量の実施(土木管理課)……………五七

### 選挙管理委員会告示

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(一一四)……………五七

○政治団体の解散の届出(一一五)……………五八

規則

旅館業法施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十一月二十八日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十九号

旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

(旅館業法施行細則の一部改正)

第一条 旅館業法施行細則(昭和三十三年福井県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第五条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 省令第一条第一項の申請書 旅館業許可申請書(様式第二号)</li> <li>二 省令第一条の三第三項の申請書 旅館業譲渡承継承認申請書(様式第二号の二)</li> <li>三 (略)</li> <li>四 (略)</li> <li>五 (略)</li> </ul>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第五条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 省令第一条の申請書 旅館業許可申請書(様式第二号)</li> <li>二 (略)</li> <li>三 (略)</li> <li>四 (略)</li> </ul>

様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第5条関係)

証紙貼付欄(消印をしないこと)  
【申込番号】  
〔手数料納付システム利用時に記入〕

旅館業許可申請書

年月日

福井県知事様

住所

申請者氏名

電話番号

〔法人にあつては、その名称、事務所所在地および代表者の氏名〕

旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり旅館業の許可を申請します。

Table with columns for business type, name, location, and various regulatory requirements (e.g., fire safety, construction standards).

添付書類 1 法人にあつては、定款または附随行為の写し

2 営業施設の構造設備説明書

3 営業施設の構造設備を明らかにする平面図、立面図および配置図

4 営業施設の所在地を中心とする半径200メートル以内の見取図

営業施設の構造設備説明書

Table for '営業施設の構造設備説明書' with columns for building area, construction details, and room specifications.

客 室 以 外 の 構 造 設 備	玄関帳場またはフロント	有 ・ 無 (無の場合の代替設備： )			
	ロビ	有 ・ 無	換気設備	有 ・ 無	
	採光設備	有 ・ 無	照明設備	有 ・ 無	
	防湿設備	通風口 ・ 金網設備 ・ 防湿加工 ・ その他 ( )			
	排水設備	雨水の処理：下水管 ・ 下水溝 ・ その他 ( )			
		汚水の処理：下水管 ・ 下水溝 ・ その他 ( )			
	入浴設備	浴室	有 (男： 箇所 ・ 女： 箇所) ・ 無		
		脱衣場	有 ・ 無	シャワー	有 ・ 無
		浴槽	有 (循環式 ・ 非循環式) ・ 無		
	洗面設備	洗面	有 ( 箇所 (客室を含む) ) ・ 無		蛇口の数： 口
		暖房設備	有 ・ 無		
	便所	水洗	(大： 個、小： 個、洋式： 個)	流水式の手洗器	有 ・ 無
		汲取	(大： 個、小： 個、洋式： 個)	流水式の手洗器	有 ・ 無
	階層式寝台	有 (階層の間隔： m) ・ 無			
その他					
客室等を外部から見通せない設備 (施設の周囲おおむね100メートル以内に法第3条第3項および旅館業法施行条例第4条第1項に掲げる施設がある場合)		有 ・ 無			
他法令の許可(届出)の該当の有無		有(内容： ) ・ 無			

様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第2号の2（第5条関係）

証紙貼付欄（消印をしないこと）  
 【申込番号】 □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□  
 （手数料納付システム利用時に記入）

## 旅館業譲渡承継承認申請書

年 月 日

福井県知事 様

住所  
申請者（譲受人）  
氏名

年 月 日生

電話番号  
〔法人にあつては、その名称、  
事務所所在地および代表者の氏名〕住所  
申請者（譲渡人）  
氏名電話番号  
〔法人にあつては、その名称、  
事務所所在地および代表者の氏名〕

旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり営業者の地位の承継の承認を申請します。

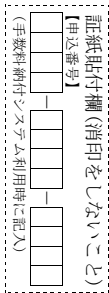
譲渡の予定年月日	年 月 日	
営業施設の名称および所在地	名称	
	所在地	
営業の種類別		
許可年月日および許可番号	年 月 日 第 号	
法第3条第2項各号該当の有無およびその内容	有 ・ 無 (有の場合) その内容	

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款または寄附行為の写し

様式第三号および様式第四号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 5 条関係)



旅館業合併 (分割) 承継承認申請書

年 月 日

福井県知事 様

住所 申請者 氏名

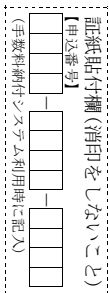
電話番号 (法人にあつては、その名称、事務所所在地および代表者の氏名)

旅館業法第 3 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり営業者の地位の承継の承認を申請します。

合併により消滅する法人または分割前の法人の名称、事務所所在地および代表者の氏名	名称および代表者氏名	
	所在地	
合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地および代表者の氏名	名称および代表者氏名	
	所在地	
合併または分割の予定年月日	年 月 日	
営業施設の名称および所在地	名称	
	所在地	
営業の種類		
許可年月日および許可番号	年 月 日	第 号
法第 3 条第 2 項各号該当の有無およびその内容	有 ・ 無 内容	

添付書類 合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割により旅館業を承継する法人の定款または寄附行為の写し

様式第 4 号 (第 5 条関係)



旅館業相続承継承認申請書

年 月 日

福井県知事 様

住所 申請者 氏名

電話番号 被相続人との続柄

旅館業法第 3 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり営業者の地位の承継の承認を申請します。

被相続人の氏名および住所	氏名	
	住所	
相続開始の年月日		
営業施設の名称および所在地	名称	
	所在地	
営業の種類		
許可年月日および許可番号	年 月 日	第 号
法第 3 条第 2 項各号 (第 7 号を除く。) 該当の有無およびその内容	有 ・ 無 内容	

添付書類 1 戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し 2 旅館業者相続同意証明書



様式第六号中 「 法人にあつては、その名称  
および代表者の氏名 」 を 「 法人にあつては、その名称、  
事務所所在地および代表者の氏名 」 に改める。  
様式第七号および様式第八号を次のように改める。

様式第 7 号 (第 6 条関係)

旅館業停止 (廃止) 届出書

年 月 日

福井県知事 様

住所  
届出者 氏名  
〔法人にあつては、その名称、事務所所在地および代表者の氏名〕

停止  
次のとおり旅館業を 廃止 しましたので、旅館業法施行規則第 4 条の規定により届け出ます。

<small>営業者の氏名および住所 (法人にあつては、その名称、 事務所所在地および代表者 の氏名)</small>	氏名	
	住所	
<small>営業施設の名称 および所在地</small>	名称	
	所在地	
営業の種類別		
許可年月日および許可番号		年 月 日 第 号
停止の理由		
停止の期間または廃止の日		

備考

「停止 廃止」については、不要の文字を消すこと。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

営業従業者名簿

営業施設の名称

氏名	職名	生年月日	住所	就業年月日	備考

(公衆浴場法施行細則の一部改正)  
 第二条 公衆浴場法施行細則(昭和二十四年福井県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(承継の届出)            第三条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるものとする。            一 省令第一条の二第一項の届書 浴場業譲渡承継届出書(様式第一号の二)            二 (略)            三 (略)            四 (略)</p>	<p>(承継の届出)            第三条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるものとする。            一 (略)            二 (略)            三 (略)</p>

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

証紙貼付欄 (消印をしないこと)

【申込番号】 □□□□□□□□□□□□□□□□  
(手数料納付システム利用時に記入)

浴 場 業 許 可 申 請 書

年 月 日

福井県知事 様

住 所

申請者

氏 名

年 月 日 生

電話番号

〔法人にあつては、その名称、  
事業所所在地および代表者の氏名〕

公衆浴場法第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり浴場業の許可を申請します。

公衆浴場の名称および所在地	名 称	
	所在地	電話番号 ( )
公衆浴場の種類	営業施設の構造設備の概要	有 ・ 無
	電気浴器の設置の有無ならびにその設備および工事の概要	
営業開始予定年月日	年 月 日	
管理人の氏名および住所	氏 名	
	住 所	
風俗営業等の兼業の予定の有無およびその内容	有 ・ 無	
	内 容	

添付書類 1 法人にあつては、定款または寄附行為の写し

2 公衆浴場の構造設備の説明書

3 公衆浴場の平面図、立面図および配置図

4 公衆浴場の周辺 400メートル以内の見取図

備考

温泉の含有物質または医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、公衆浴場の種類の欄にその物質または医薬品の名称、成分、用法、用量および効能を付記すること。

様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第1号の2(第3条関係)

浴場業譲渡承継届出書

年 月 日

福井県知事 様

住所

届出者

氏名

年 月 日生

電話番号

〔法人にあつては、その名称、  
事業所所在地および代表者の氏名〕

公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり営業者の地位を承継したので届け出ます。

譲渡した者の住所、氏名 〔法人にあつては、その名称、 事業所所在地および代表者の氏名〕	住所	
	氏名	
譲渡の年月日	年 月 日	
公衆浴場の名称および所在地	名称	
	所在地	
許可年月日および許可番号	年 月 日 第 号	

添付書類 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類

2 届出者が法人の場合は、届出者の定款または寄附行為の写し

様式第二号および様式第四号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

浴場業相続承継届出書

年 月 日

福井県知事 様

住所

氏名

年 月 日生

届出者

電話番号

被相続人との続柄

公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり営業者の地位を承継したので届け出ます。

被相続人の氏名および住所	氏名	住所
相 続 開 始 の 年 月 日	名 称	所在地
公衆浴場の名称および所在地	所在地	
許可年月日および許可番号	年 月 日	第 号

添付書類 1 戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し

2 浴場業者相続同意証明書

様式第4号(第3条関係)

浴場業合併(分割)承継届出書

年 月 日

福井県知事 様

住所

氏名

電話番号

届出者

〔法人にあつては、その名称、事業所所在地および代表者の氏名〕

公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり営業者の地位を承継したので届け出ます。

合併により消滅した法人または分割前の法人の名称、事務所所在地および代表者の氏名	名称および代表者氏名	所在地
	所在地	
合併または分割の年月日	年 月 日	
公衆浴場の名称および所在地	名 称	所在地
許可年月日および許可番号	年 月 日	第 号

添付書類 浴場業を承継する法人の定款または寄附行為の写し



様式第五号中 「 法人にあつては、その名称  
および代表者の氏名」

を 「 法人にあつては、その名称、  
事務所所在地および代表者の氏名」

に 「変更にあつては」 や 「変更の場合には」 にあつては。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号(第4条関係)

浴場業停止(廃止)届出書

年 月 日

福井県知事 様

住所  
届出者 氏名

〔法人にあつては、その名称、  
事務所所在地および代表者の氏名〕

次のとおり浴場業を停止しましたので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

営業者の氏名および住所 法人にあつては、その名称、 事務所所在地および 代表者の氏名	氏名	
	住所	
公衆浴場の名称 および所在地	名称	
	所在地	
許可年月日および許可番号	年 月 日 第 号	
停止の理由		
停止の期間または 廃止年月日		

備考

「停止 廃止」については、不要の文字を消すこと。

(理容師法施行細則の一部改正)  
 第三条 理容師法施行細則(昭和三十三年福井県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(理容所台帳)</p> <p>第八条 知事は、理容所台帳を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。</p>	<p>(理容所台帳)</p> <p>第八条 知事は、理容所台帳(様式第十号)を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。</p>

「住所」

氏名

を

電話番号

氏名

を

理容所名

に改める。

「住所所在地」

様式第四号、様式第五号および様式第七号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 6 条関係)

年 月 日

福井県知事 様

記載貼付欄 (消印をしないこと)

【印字番号】	□	□	□	□	□	□	□	□	□
(手数料納付システム利用時に記入)	□	□	□	□	□	□	□	□	□

住所 年 月 日 生

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕

理 容 所 開 設 届

次のとおり 理容所を開設したいので、理容師法第 11 条第 1 項の規定により届け出ます。

理容所	名称	所在地	電話番号
	氏名	住所	
開設者	氏名	住所	
	住所		
管理理容師	住所	免許証 (登録) 番号および 免許証 (登録) 年月日	第 年 月 日 号
	管理理容師資格認定講習会の修了番号 および修了年月日	結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性病の有無	第 年 月 日 号
理容師	氏名	免許証 (登録) 番号および免許 (登録) 年月日	結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性病の有無
		第 年 月 日 号	有 ( ) ・ 無
		第 年 月 日 号	有 ( ) ・ 無
		第 年 月 日 号	有 ( ) ・ 無
その他の従業者	氏名		業務内容
理容所の構造および設備の概要			
別紙のとおり			
開設予定年月日	年 月 日	確認検査希望年月日	年 月 日
同一の場所で開設する美容所がある場合	名称	開設 (予定) 年月日	
		年 月 日	

(添付書類)

- 1 施設の周囲 100メートル内の付近見取図
- 2 理容所の構造 (平面図を添付すること。) および設備の概要書
- 3 管理理容師資格認定講習会の修了証書の写し
- 4 理容師免許証の写し
- 5 理容師についての理容師法施行規則第 19 条第 1 項第 6 号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 6 施設が他人の所有であるときは、その所有者の承諾書
- 7 開設者が外国人であるときは、住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)

(注)

- 1 管理理容師資格認定講習会を修了している理容師については、欄外に修了年月日等を記載すること。
- 2 理容師免許証が福井県以外の都道府県において交付されたものであるときは、免許証番号欄にその都道府県名を記入すること。
- 3 同一の場所で美容所を開設している場合または同時に開設しようとする場合は、当該施設の施術者全員が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類を添付すること。

様式第5号 (第6条関係)

年 月 日

福井県知事 様

住所  
氏名

理容所開設事項の変更届

次のとおり変更したのでお届けします。

変更届出理容所	名称	
	所在地	
変更事項の内容	新	旧
変更の事由		
変更の年月日		

(添付書類)

- 1 理容師を新たに雇い入れたとき、または理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する事項に変更があるときは、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 管理理容師の設置または変更の場合は、新たに置いた管理理容師が法第11条の4第2項に規定する資格を有することを証する書類
- 3 理容所検査確認済の証の記載事項に変更があるときは、これを添えること。

備考

- 1 変更事項の内容については、名称、管理理容師、その他の理容師もしくは従業員の雇入れもしくは解雇または構造もしくは設備について変更した事項の内容を新旧別に記載すること。
- 2 理容師の免許を有しない従業者を雇い入れたときは、その業務内容を併せて記載すること。

様式第7号 (第6条関係)

年 月 日

福井県知事 様

届出者 住所  
氏名 年 月 日生電話番号  
被相続人との続柄〔 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地および代表者の氏名 〕

理容所承継届

譲渡  
相続により承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定  
に併せて、  
併合  
分割  
により、次のとおり届け出ます。

譲渡人または被相続人の氏名および住所 〔 法人にあつては、合併により消滅した 法人または分割前の法人の名称、主たる 事務所の所在地および代表者の氏名 〕	
譲渡または相続開始の年月日 (法人にあつては、合併または分割の年月日)	年 月 日
理容所の名称および所在地	
現に交付されている理容所検査 確認済の証の番号および交付年月日	第 年 月 日

備考

この届出書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 譲受人が外国人であるときは、住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の4.5に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- (3) 届出者の戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し (法人にあつては、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)
- (4) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、相続人全員の同意書
- (5) 理容所検査確認済の証の記載事項に変更を生じたときは、その理容所検査確認済の証

様式第十号を削る。

(美容師法施行細則の一部改正)

第四条 美容師法施行細則(昭和三十三年福井県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(美容所台帳)</p> <p>第八条 知事は、美容所台帳を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。</p>	<p>(美容所台帳)</p> <p>第八条 知事は、美容所台帳(様式第十号)を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。</p>

「住所」を「住所氏名」に改める。

様式第二号中  
住所氏名  
を  
電話番号  
美容所名  
美容所所在地

様式第四号、様式第五号および様式第七号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

福井県知事 様

証紙貼付欄（消印をしないこと）

【印字番号】

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（手数料割増システム利用時に記入）

住所  
氏名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

年 月 日生

美容所開設届

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

美容所	名称		電話番号	
	所在地			
開設者	氏名			
	住所			
管理者	住所			
	免許証（登録）番号および 免許（登録）の修了番号 および修了年月日	第 年 月 日 第 年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日
美容師	氏名	結核、皮膚疾患その他厚生労働 指 定 す る 伝 染 性 疾 病 の 有 無	有（ ） ・ 無（ ）	結核、皮膚疾患その他厚生労働 大臣の指定する伝染性疾病の有無
		第 年 月 日 第 年 月 日 第 年 月 日 第 年 月 日	有（ ） ・ 無（ ） 有（ ） ・ 無（ ） 有（ ） ・ 無（ ） 有（ ） ・ 無（ ）	第 年 月 日 第 年 月 日 第 年 月 日 第 年 月 日
その他の従業者	氏名		業務内容	
美容所の構造および設備の概要		別紙のとおり		
開設予定年月日	年 月 日	確認検査希望年月日	年 月 日	
同一の場所で開設する美容所がある場合	名称	開設（予定）年月日	年 月 日	

（添付書類）

- 1 施設の周囲100メートル内の付近見取図
- 2 美容所の構造（平面図を添付すること。）および設備の概要書
- 3 管理美容師資格認定講習会の修了証書の写し
- 4 美容師免許証の写し
- 5 美容師についての美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 6 施設が他人の所有であるときは、その所有者の承諾書
- 7 開設者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

（注）

- 1 管理美容師資格認定講習会を修了している美容師については、欄外に修了年月日等を記載すること。
- 2 美容師免許証が福井県以外の都道府県において交付されたものであるときは、免許証番号欄にその都道府県名を記入すること。
- 3 同一の場所で美容所を開設している場合または同時に開設しようとする場合は、当該施設の施術者全員が美容師であり、かつ美容師であることを証する書類を添付すること。

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

福井県知事 様

住所  
氏名

美容所開設事項の変更届

次のとおり変更したのでお届けします。

変更届出美容所	名称	
	所在地	
変更事項の内容	新	
	旧	
変更の事由		
変更の年月日		

(添付書類)

- 1 美容師を新たに雇い入れたとき、または美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する事項に変更があるときは、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 管理美容師の設置または変更の場合は、新たに置いた管理美容師が法第12条の3第2項に規定する資格を有する者であることを証する書類
- 3 美容所検査確認済の証の記載事項に変更があるときは、これを添えること。

備考

- 1 変更事項の内容については、名称、管理美容師、その他の美容師もしくは従業者の雇入れもしくは解雇または構造もしくは設備について変更した事項の内容を新旧別に記載すること。
- 2 美容師の免許を有しない従業者を雇い入れたときは、その業務内容を併せて記載すること。

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

福井県知事 様

届出者 住所  
氏名

年 月 日生

電話番号  
被相続人との続柄

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所所在地および代表者の氏名〕

美容所承継届

譲渡

美容所の開設者の地位を相続により承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲渡人または被相続人の氏名および住所 〔法人にあつては、合併により消滅した 法人または分割前の法人の名称、主たる 事務所の所在地および代表者の氏名〕	
譲渡または相続開始の年月日 (法人にあつては、合併または分割の年月日)	年 月 日
美容所の名称および所在地	
現に交付されている美容所検査 確認済の証の番号および交付年月日	第 年 月 日

備考

この届出書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 譲受人が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- (3) 届出者の戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し(法人にあつては、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)
- (4) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、相続人全員の同意書
- (5) 美容所検査確認済の証の記載事項に変更を生じたときは、その美容所検査確認済の証



様式第十号を削る。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第五条 食品衛生法施行細則(昭和四十五年福井県規則第一号)の一部を次のように改正する。  
様式第一号、様式第二号、様式第五号、様式第六号および様式第八号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

【裏面】

年 月 日

申込番号記入欄

〒 福井県 市 町 丁目 番 号 号

(〒 及び 欄は桁数不足の場合、0 を記入)

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

福井県知事 様

食品衛生法 (第 5 5 条第 1 項・第 5 7 条第 1 項) の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

郵便番号:	電話番号:
電子メールアドレス:	法人番号:
申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地	
(ふりがな)	(生年月日)
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称および代表者の氏名	年 月 日生
郵便番号:	電話番号:
電子メールアドレス:	
施設の所在地	
(ふりがな)	
施設の名称、屋号または商号	
営業	種別の種類
(ふりがな)	食糧・食糧・調・製・栄・船舶・上着・食器
食品衛生責任者の氏名 ※特定用途が使用された器具または容器包装を製造する事業 者を除く。	認定番号等
主として取り扱う食品、添加物、器具または容器包装	講習会名称
主として取り扱う食品、添加物、器具または容器包装	年 月 日
自動販売機の型番	業態
HACCP の取組	※引き継ぎ営業許可を交付しようとする場合は異なる ただし、複合型そうじ・感染症・複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 □ HACCP に基づく衛生管理 □ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理
業態	指定成分等含有食品を取り扱う施設
輸出食品取扱施設	□
※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	
営業の形態	備考
1	
2	
3	
(ふりがな)	電話番号
担当者氏名	

【裏面：許可のみ】

申請者・届出者	法第 5 5 条第 2 項関係	該当には
申請者・届出者氏名	(1) 食品衛生法または同法に基づき処分違反して刑に処せられ、その執行を終わら、または執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。 (2) 食品衛生法第 5 9 条から第 6 1 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。 (3) 法人にあっては、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input checked="" type="checkbox"/>
営業	<input type="checkbox"/> ① 全乳 (調整乳、40g/100g 以下である旨は認められたもの) <input type="checkbox"/> ② 加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③ 魚肝油 <input type="checkbox"/> ④ 魚肝油 (便血または腸炎の通病を惹起・増進されるもの) <input type="checkbox"/> ⑤ 肉用ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑥ パーガリン <input type="checkbox"/> ⑦ 肉用ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑧ 肉用ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨ 肉用ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑩ 肉用ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑪ 肉用ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑫ 肉用ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑬ 肉用ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑭ 肉用ソーセージ	資格の種類 講習会名称 年 月 日
施設	<input type="checkbox"/> ① 水道水 ( <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ) <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ①以外の取用に通ずる水	自動販売機番号 ※自動販売機において調理を行う営業の場合
営業	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	生食用肉肉の加工または調理を行う施設
施設	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>
営業	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等
許可の番号および許可年月日	営業の種類	備考
1		
2		
3		
4		
施設	<input type="checkbox"/> 施設の構造および設備を示す図面 <input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	
営業		
備考		

様式第2号 (第7条の2関係)

年 月 日

届出事項 様

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継(譲渡・相続・合併・分割)したので、食品衛生法(第56条第2項・第57条第2項)の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「原業者が活用推進基本法」の目的に沿って、原則オンラインデータとして公開します。

※ 申請者または届出者の氏名等のオンラインデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてださい。(チェック欄 □)

※ 承継する施設が輸出品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に応募の限度において、輸出時の要領確認等のために使用します。

郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号:	
届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
(ふりがな)	生年月日	年 月 日生
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称および(代表者)の氏名	被相続人との続柄	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号:	
譲渡した者の氏名(法人にあつてはその名称および代表者の氏名)	(ふりがな)	
譲渡した者の住所(法人にあつてはその所在地)		
譲渡年月日	年 月 日	
届出事項	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 <input type="checkbox"/> 譲渡契約書の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの <input type="checkbox"/> 法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書の写し等	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:		
被相続人の氏名	(ふりがな)	
被相続人の住所		
相続開始年月日	年 月 日	
届出書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 または <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書(相続人が二人以上いる場合)	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号:	
合併により消滅した法人の名称および代表者氏名	(ふりがな)	
合併により消滅した法人の所在地		
合併年月日	年 月 日	
届出事項	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(合併後存続する法人または設立された法人の登記事項証明書)	

郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号:	
分割前の法人の名称および代表者の氏名	(ふりがな)	
分割前の法人の所在地		
分割年月日	年 月 日	
届出事項	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:		

郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:		
施設の所在地(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)		
(ふりがな)		
施設の名称、屋号、商号		
許可の番号および許可年月日	営業の種類	備考
※許可営業の場合のみ記入		
番号	年 月 日	
番号	年 月 日	
番号	年 月 日	
番号	年 月 日	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:		
施設の所在地(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)		
(ふりがな)		
施設の名称、屋号、商号		
許可の番号および許可年月日	営業の種類	備考
※許可営業の場合のみ記入		
番号	年 月 日	
番号	年 月 日	
番号	年 月 日	
番号	年 月 日	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:		

郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:		
施設の所在地(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)		
(ふりがな)		
施設の名称、屋号、商号		
許可の番号および許可年月日	営業の種類	備考
※許可営業の場合のみ記入		
番号	年 月 日	
番号	年 月 日	
番号	年 月 日	
番号	年 月 日	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:		

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

福井県知事 様

### 営業許可申請書・営業届(廃業)

食品衛生法施行規則(第71条の2)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

申請者・届出者住所	※法人にあつては、所在地	(生年月日)	
申請者・届出者氏名	※法人にあつては、その名称および代表者の氏名	年 月 日	日生
申請者の情報	(よりがた)		
施設の所在地	(よりがた)		
施設の名称、屋号または附号	(よりがた)		
営業施設情報	自動販売機番号 ※自動販売機による営業の場合		
営業形態	営業の形態		備考
1			
2			
3			
4			
廃業年月日			
担当者	(よりがた)	電話番号	
担当者氏名			
許可の番号および許可年月日	営業の種類		備考
1			
2			
3			
4			

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

### 【表面】

※「営業施設情報欄」および「業種に応じた情報」については変更がある項目のみ記載して下さい。

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

福井県知事 様

### 営業許可申請書・営業届(変更)

食品衛生法施行規則(第71条)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

郵便番号	電話番号	FAX番号	
電子メールアドレス		法人番号	
申請者・届出者住所	※法人にあつては、所在地		
申請者・届出者氏名	※法人にあつては、その名称および代表者の氏名	(生年月日)	
申請者の情報	(よりがた)	年 月 日	日生
郵便番号	電話番号	FAX番号	
電子メールアドレス			
施設の所在地	(よりがた)		
施設の名称、屋号または附号	(よりがた)		
食品衛生責任者の氏名	※名称欄の横書き・縦書きは、申請書に提出する営業許可申請書の記載事項(通称を除く)を記入してください。	資格の種類	食・食監・調・製・発・製・上・食鳥
主として取り扱う食品、添加物、器具または容器包装	自由記載		講習会名称
自動販売機の型番		業種	
HACCPの取組	<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
指定成分等含有食品を取り扱う施設			<input type="checkbox"/>
輸出食品取扱施設	※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
1			
2			
3			
担当者	(よりがた)	電話番号	
担当者氏名			

様式第8号(第13条関係)

健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票

送付枚数

報告者氏名 (役職)	会社名(部署名)	
所在地		
電話番号 FAX番号	情報受付日	年 月 日
情報提供者	<input type="checkbox"/> 摂取者本人 <input type="checkbox"/> 摂取者の家族等 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

該当箇所にてエッセイまたは空欄に記入してください(複数回答可)。  
 「指定成分等を含む食品」の場合、\*のついている項目は必須です。必ず記入し、それ以外の項目については、可能な範囲で情報を収集してください。  
 「それ以外の健康食品」においては、可能な範囲で情報を収集してください。

指定成分等	<input type="radio"/> 含有あり <input type="radio"/> 含有なし <input type="radio"/> 不明	* 指定成分等名: * 指定成分等の1日摂取目安量 (μg/mg/g): * 管理成分の1日摂取目安量 (μg/mg/g):
-------	--	--

1. 症状

* 症状・主訴	<input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> かゆみ・発疹 <input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> 呼吸困難 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 食欲不振 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 不正性器出血 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 吐気・嘔吐 <input type="checkbox"/> 黄疸 <input type="checkbox"/> 月経不順 <input type="checkbox"/> 臨床検査値の異常 具体的な項目: <input type="checkbox"/> その他 具体的な訴え: [ ]
* 症状発現日	年 月 日(項) または 摂取 年 月 日(項) その他 ( ) <input type="checkbox"/> 不明

【裏面：許可のみ】

※(申請者・届出者情報)、「営業施設情報」、「業種」並びに「届出事項」については変更がある項目のみ記載して下さい。

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係 (1) 食品衛生法または同法に基づき処分を違反して刑に処せられ、その執行を終わるこ とがなくなつた日から起算して2年を経過していないこと。 (2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年 を超えていないこと。 (3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	許可には <input checked="" type="checkbox"/>
営業施設情報	令第13条に規定する食品ま たは添加物の別 <input type="checkbox"/> 加工用粉乳 <input type="checkbox"/> 魚肉ペース <input type="checkbox"/> 食用油脂(着色または脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> 調製粉乳 <input type="checkbox"/> 魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ケーキ等 <input type="checkbox"/> 添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> 肉製品 <input type="checkbox"/> 飲料用調味料 <input type="checkbox"/> ショートニング	
営業施設情報	(はりがた) 資機の種類 食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理責任(業種)別」も別途必要 受雇した講習会 講習会名称 年 月 日 自動更生研修番号 ※自動更生において罰金を支払う場合	
業種に関する情報	使用水の種別 ① 水道水 ( <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水 飲水用のうち簡易飲食店営業の場合 <input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工または調理を行う施設 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ②以外の飲用に適する水 <input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工または調理を行う施設 <input type="checkbox"/> (はりがた) 認定番号等	
届出事項	<input type="checkbox"/> 施設構造および設備を示す図面 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
備考	許可の番号および許可年月日 営業の種類 備考 1 年 月 日 2 年 月 日 3 年 月 日 4 年 月 日	

2. 該当する製品情報

* 製品名	<input type="checkbox"/> 不明		
* 製品形状	<input type="checkbox"/> 錠剤 <input type="checkbox"/> カプセル <input type="checkbox"/> ドリンク <input type="checkbox"/> 粉末 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
購入日	年__月__日 その他 ( )	消費/賞味期限	年__月__日 その他 ( ) <input type="checkbox"/> 不明
* ロット番号	<input type="checkbox"/> 不明 (理由: )		
* 原材料名・含有量・配合量 (全て記入)	<input type="checkbox"/> 不明		
1日当たり摂取目安量(mg)	<input type="checkbox"/> 不明		
* 食品の種類	<input type="checkbox"/> 保健機能食品 <input type="checkbox"/> 特定保健用食品 <input type="checkbox"/> 機能性表示食品 <input type="checkbox"/> 栄養機能食品 ) <input type="checkbox"/> その他		
(機能性表示食品の場合) 機能性成分と成分(エキス等)の場合 は指標成分)およびその含有量	<input type="checkbox"/> 不明		
別添資料	※原材料名・含有量等については、別添資料を添付することで記載省略可 <input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし		

※製品の特定が的確になるよう別添資料として製品に関する画像を添付することが望ましい。

3. 摂取者および摂取状況に関する情報

* 個人情報(氏名・連絡先)について行政への提供を	<input type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない	
※同意が得られない場合は、氏名、連絡先は記入せず、備考欄にその理由を可能な範囲で記入すること。		
氏名	連絡先	
性別	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/> 不明	
年齢	<input type="radio"/> 10歳未満 <input type="radio"/> 10歳代 <input type="radio"/> 20歳代 <input type="radio"/> 30歳代 <input type="radio"/> 40歳代 <input type="radio"/> 50歳代 <input type="radio"/> 60歳代 <input type="radio"/> 70歳代 <input type="radio"/> 80歳代 <input type="radio"/> 90歳代 <input type="radio"/> 100歳以上 <input type="radio"/> 不明	
当該製品の入手方法	<input type="checkbox"/> 店頭販売 <input type="checkbox"/> (ネット)通販 <input type="checkbox"/> 訪問販売 <input type="checkbox"/> 個人輸入 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 不明	
* 使用開始日	年__月__日    * 使用中止日 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 不明 その他 ( )    その他 ( )	
* 1日摂取量	<input type="checkbox"/> 使用方法のとおり <input type="checkbox"/> 少量 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> 少量 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> 過量 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> 過量 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> 不明 (具体的に: )	
* 症状等理後 の使用状況・症状	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 中止後に症状改善: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 中止後再使用 <input type="checkbox"/> 再使用で症状再発: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 減量 <input type="checkbox"/> 減量後に症状改善: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 増量 <input type="checkbox"/> 増量後に症状悪化: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 不明	
* 併用している 他の健康食品	<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 不明	
①	製品名	製造者名
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		

ある場合

4. 受診情報

* 医療機関受診		<input type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	<input type="radio"/> 不明	受診日:
* 今回の症状のために受診した医療機関 (複数ある場合はすべて記載)		医療機関名:	所在地:	受診日:	
その他の医療機関 (かかりつけ病院)		医療機関名:	所在地:	受診日:	

妊娠の有無	<input type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	<input type="radio"/> 不明
* 併用している 医薬品の詳細	<input type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	<input type="radio"/> 不明
医薬品名		服用目的	
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			

備考欄	
-----	--

5. 行政への届け出

指定成分等を含む場合

* 届け出の要否	<input type="radio"/> 否	<input checked="" type="radio"/> 要	受診した医師による診断:
----------	-------------------------	------------------------------------	--------------

(保健所使用欄)

症状	詳細(診断名等)	重篤度	転帰
<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	不明	<input type="radio"/> 軽微 <input type="radio"/> 軽度 <input type="radio"/> 中等度 <input type="radio"/> 後遺症 <input type="radio"/> 死亡	<input type="radio"/> 自然治癒 <input type="radio"/> 外来治療で治癒 <input type="radio"/> 入院治療で治癒 <input type="radio"/> 未回復 <input type="radio"/> 不明
複数選択可 1 <input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	不明	<input type="radio"/> 軽微 <input type="radio"/> 軽度 <input type="radio"/> 中等度 <input type="radio"/> 後遺症 <input type="radio"/> 死亡	<input type="radio"/> 自然治癒 <input type="radio"/> 外来治療で治癒 <input type="radio"/> 入院治療で治癒 <input type="radio"/> 未回復 <input type="radio"/> 不明
2 <input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="radio"/> 軽微 <input type="radio"/> 軽度 <input type="radio"/> 中等度 <input type="radio"/> 後遺症 <input type="radio"/> 死亡	<input type="radio"/> 自然治癒 <input type="radio"/> 外来治療で治癒 <input type="radio"/> 入院治療で治癒 <input type="radio"/> 未回復 <input type="radio"/> 不明
都道府県知事等が法第8条第2項に基づき、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室へ報告する際に使用する情報提供票の保健所使用欄の重篤度の記載については、次の①から⑤までを参考に記入すること。 ①軽度: 摂取者が、医療機関を受診していない場合 ②軽度: 摂取者が、医療機関において外来治療を受けた場合 ③中等度: 摂取者が、医療機関において入院治療を受けた後、治癒した場合 ④後遺症: 摂取者が、医療機関において入院治療を受けた後、完治せず、機能障害が残存した場合 ⑤死亡: 摂取者が、死亡した場合			
その他特記事項			



(クリーニング業法施行細則の一部改正)  
 第六条 クリーニング業法施行細則(昭和四十八年福井県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業者の開設届出等)                      第三条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の届出を受理したときは、当該クリーニング所の構造設備を検査し、法第三条第二項および第三項の規定に適合することを確認したときは、クリーニング所等台帳に登載し、クリーニング所検査確認済の証(様式第三号。以下「確認済の証」という。)を交付する。</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>(営業者の開設届出等)                      第三条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の届出を受理したときは、当該クリーニング所の構造設備を検査し、法第三条第二項および第三項の規定に適合することを確認したときは、クリーニング所等台帳(様式第二号)に登載し、クリーニング所検査確認済の証(様式第三号。以下「確認済の証」という。)を交付する。</p> <p>3 5 (略)</p>

様式第一号および様式第二号を次のように改める。

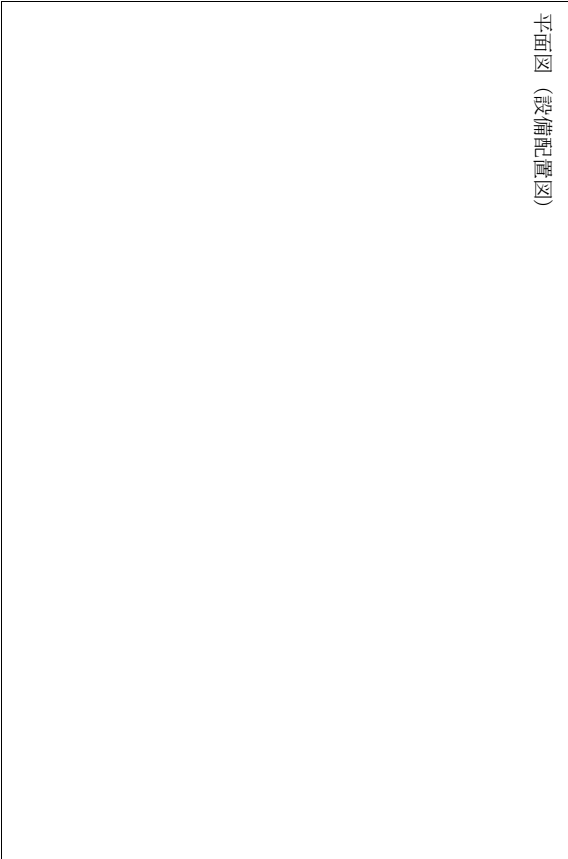


(添付2)

クリーニング所の構造および設備の概要

取	次	所	m <sup>2</sup>	
	洗面積		m <sup>2</sup>	
濯	い	床	コンクリート、タイル、その他 ( )	
		側壁	コンクリート、タイル、その他 ( )	
	場	排水設備	排水口:	箇所
所	仕上	面積	m <sup>2</sup>	
	場	床	コンクリート、タイル、その他 ( )	
機	洗濯機:	台	脱水機:	台
	乾燥機:	台	乾燥機:	台
備	除じん機:	台	プレス機:	台
	ボイラー:	台	ボイラー:	台
設	ドライクリーニング場	使用溶剤名:	ドライクリーニング機:	台
		排水処理装置:	排水処理装置:	台
ク	リーニング	未処理	容器、戸棚、その他 ( )	
		処理済	容器、戸棚、その他 ( )	
洗濯物の区分の方法				
要消毒洗濯物の取扱				
い				
お				
よ				
び				
処				
理				
方				
法				

平面図 (設備配置図)



様式第2号 別添  
様式第五号および様式第七号を次のように改める。

様式第5号（第3条関係）

福井県知事 様 年 月 日  
 本籍 住所 氏名 年 月 日生  
 電話番号  
 〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名〕

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名〕

次のとおり無店舗買取次店を営みたいので、クリーンニング業法第5条第2項の規定により、届け出ます。

無店舗買取次店営業届

無店舗買取次店の名称	
業務用の車両の自動車登録番号または車両番号	
業務用の車両の保管場所	
営業開始予定年月日	
業務用の車両の構造の概要	
従事者数	
氏名	生年月日 本籍 住所 免許登録番号 免許年月日
クリーンニング師	
法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱いは	有 ・ 無

備考

- この届出書には、次に掲げる書類または図面を添付すること。
  - 法人にあつては、法人の登記事項証明書
  - 業務用の車両の自動車検査証
  - 業務用の車両の保管場所の周囲100メートル四方の見取図
- 他にクリーンニング所を開設し、または無店舗買取次店を営んでいるときは、当該クリーンニング所または無店舗買取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。
  - クリーンニング所または無店舗買取次店の名称
  - クリーンニング所の所在地または無店舗買取次店の業務用車両の保管場所および自動車登録番号もしくは車両番号
  - 従事者数
  - 従事者中にクリーンニング師のある場合は、その氏名

様式第7号（第4条関係）

福井県知事 様 年 月 日

住所 氏名 年 月 日生  
 電話番号  
 被相続人との続柄  
 〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名〕

クリーンニング業承継届

譲渡により承継したので、クリーンニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲渡人または被相続人の氏名および住所 〔法人にあつては、合併により消滅した法人または分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名〕	
譲渡または相続開始の年月日 〔法人にあつては、合併または分割の年月日〕	年 月 日
クリーンニング所または無店舗買取次店の名称	
クリーンニング所の所在地または無店舗買取次店の業務用の車両の保管場所	
無店舗買取次店の業務用の車両の自動車登録番号または車両番号	
現に交付されている確認済の証の交付年月日および番号	年 月 日 第 号

備考

- この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - 営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - 届出者の戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し（法人にあつては、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）
  - 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりクリーンニング業の営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、相続人全員の同意書
  - クリーンニング業法第5条第1項の届出をした営業者の地位を承継した者にあつては、クリーンニング所検査確認済の証
- クリーンニング業法第5条第1項の届出をした営業者の地位を承継した者は、無店舗買取次店の業務用の車両の自動車登録番号または車両番号の欄に斜線を引くこと。
- クリーンニング業法第5条第2項の届出をした営業者の地位を承継した者は、現に交付されている確認済の証の交付年月日および番号の欄に斜線を引くこと。

(興行場法施行細則の一部改正)

第七条 興行場法施行細則(昭和五十九年福井県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(興行場営業の許可の申請)

第一条 興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書(様式第一号)に、次に掲げる図面および書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、興行場を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、第一号から第三号までに掲げる図面および書類の添付を省略することができる。  
一〜五 (略)

(興行場営業の許可の申請)

第一条 興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書(様式第一号)に、次に掲げる図面および書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、興行場を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、第一号から第三号までに掲げる図面および書類の添付を省略することができる。  
一〜五 (略)  
六 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

(承継の届出)

第一条の二 法第二条の二第二項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、興行場営業譲渡承継届出書(様式第一号の二)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。  
一 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類

二 届出者が法人の場合にあつては、登記事項証明書および定款または寄附行為の写し

(承継の届出)

第二条 法第二条の二第二項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、興行場営業相続承継届出書(様式第二号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。  
一 (略)

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位と承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の興行場営業者相続同意証明書(様式第三号)

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位と承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書(様式第三号)

(興行場営業許可申請書記載事項の変更の届出等)

第四条 興行場営業を営む者は、第一条の申請書もしくは前三条の届出書に記載した事項を変更したとき、または次の各号のいずれかに該当するときは、興行場営業変更(停止・廃止)届出書(様式第五号)により、十日以内に知事に届け出なければならない。

(興行場営業許可申請書記載事項の変更の届出等)

第四条 興行場営業を営む者は、第一条の申請書もしくは前二条の届出書に記載した事項を変更したとき、または次の各号のいずれかに該当するときは、興行場営業変更(停止・廃止)届出書(様式第五号)により、十日以内に知事に届け出なければならない。

一〇三  
(略)  
様式第一号を次のように改める。

一〇三  
(略)

様式第1号 (第1条関係)

【申込番号】	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
(手数料納付システム利用時に記入)										

興行場営業許可申請書

年 月 日

福井県知事 様

住所

申請者  
氏名

年 月 日生

電話番号

〔法人にあつては、その名称、  
事業所所在地および代表者の氏名〕

興行場法第2条第1項の規定により、興行場営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

興行場の名称および所在地	名称	
	所在地	電話番号( )
興行場の種別		
興行場の構造設備		
入場者定員	いす席 人、立見席 人、その他 人	
営業開始予定年月日	年 月 日	
仮設興行場または臨時興行場の営業時間	年 月 日から 年 月 日まで	
管理人	住所	
	氏名	年 月 日生

添付書類 1 興行場の平面図、立面図および配置図(縮尺100分の1から200分の

1までのもの)

2 興行場の構造設備の説明書

3 興行場の周辺300メートル以内の見取り図

4 興行場の建物またはその敷地が申請者以外の者の所有であるときは、当該所有者の使用承諾書

5 申請者が法人の場合にあつては、登記事項証明書



様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第1号の2(第1条の2関係)

## 興行場営業譲渡承継届出書

年 月 日

福井県知事 様

住所  
届出者

氏名

年 月 日生

電話番号

〔法人にあつては、その名称、  
事業所所在地および代表者の氏名〕

興行場法第2条の2第2項の規定により、営業者の地位を承継したので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

譲渡した者の住所および氏名 〔法人にあつては、その名称、 事業所所在地および代表者の氏名〕	住所 氏名
譲渡の年月日	年 月 日
興行場の名称および所在地	名称 所在地
興行場の種別	
許可年月日および許可番号	年 月 日 第 号

添付書類 1 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類

2 届出者が法人の場合にあつては、登記事項証明書および定款または寄附行為の写し

様式第二号から様式第五号までを次のように改める。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

## 興行場営業相続承継届出書

年 月 日

福井県知事 様

住所  
届出者

氏名

年 月 日生

電話番号

被相続人との続柄

興行場法第 2 条の 2 第 2 項の規定により、営業者の地位を承継したので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

被相続人の氏名および住所	氏名	
	住所	
相続開始の年月日		
興行場の名称および所在地	名称	
	所在地	
興行場の種別		
許可年月日および許可番号	年 月 日	第 号

添付書類 1 戸籍簿本または法定相続情報一覧図の写し

2 興行場営業者相続同意証明書

様式第 3 号 (第 2 条関係)

## 興行場営業者相続同意証明書

年 月 日

福井県知事 様

住所

証明者

氏名

次のとおり興行場の営業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名および住所
- 2 興行場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名および住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日

様式第4号 (第3条関係)

興行場営業合併 (分割) 承継届出書

年 月 日

福井県知事 様

住所  
届出者  
氏名

電話番号

〔法人にあつては、その名称、  
事務所所在地および代表者の氏名〕

興行場法第2条の2第2項の規定により、営業者の地位を承継したので、関係書類を添えて届け出ます。

合併により消滅した法人または分割前の法人の名称、事務所所在地および代表者の氏名	名称および代表者氏名	年 月 日
	所在地	
合併または分割の年月日	年 月 日	
興行場の名称および所在地	名称	
	所在地	
興行場の種別		
許可年月日および許可番号	年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 定款または寄附行為の写し
- 2 登記事項証明書

様式第5号 (第4条関係)

興行場営業変更 (停止・廃止) 届出書

年 月 日

福井県知事 様

住所  
届出者  
氏名〔法人にあつては、その名称、  
事務所所在地および代表者の氏名〕

興行場法施行細則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

興行場の名称	
興行場の所在地	
興行場の種別	
許可年月日および許可番号	年 月 日 年 月 日
変更 (停止・廃止) 事項	

備考

- 1 変更 (停止・廃止) 事項については、変更の場合にあつては変更前および変更後の概要ならびに変更年月日、停止の場合にあつてはその期間、廃止の場合にあつては廃止年月日を記載すること。
- 2 変更 (停止・廃止) については、不要の文字を消すこと。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）  
第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成四年福井県規則第一号）の一部を次のように改正する。  
様式第四号を次のように改める。

様式第4号(第5条関係)

食鳥処理事業承継届

年 月 日

福井県知事 様

住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地および代表者の氏名 〕

下記のとおり食鳥処理業者の地位を承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査  
に関する法律第7条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 地位を継承した年月日
- 2 食鳥処理場の名称および所在地
- 3 承継の理由 譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割
- 4 許可年月日および番号

添付書類

地位を承継した事実を証する書面

(福井県事務委任規則の一部改正)  
 第九条 福井県事務委任規則(昭和四十四年福井県規則第一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第六条関係) 嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項	嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項	別表第二(第六条関係) 嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項	嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項
出先機関の長	(略)	出先機関の長	(略)
健康福祉センタ	(略)	健康福祉センタ	(略)
保健所長	(略)	保健所長	(略)
一・二 (略) (健康福祉部健康医療局保健予防課関係) (健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課関係) 一〇四 (略)	一・二 (略) (健康福祉部健康医療局保健予防課関係) (健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課関係) 一〇四 (略)	一・二 (略) (健康福祉部健康医療局保健予防課関係) (健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課関係) 一〇四 (略)	一・二 (略) (健康福祉部健康医療局保健予防課関係) (健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課関係) 一〇四 (略)
五 興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中福井県興行場の構造設備等の基準に関する条例(昭和五十九年福井県条例第四十一号)を「条例」、興行場法施行細則(昭和五十九年福井県規則第四十四号)を「施行細則」という。	五 興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中福井県興行場の構造設備等の基準に関する条例(昭和五十九年福井県条例第四十一号)を「条例」、興行場法施行細則(昭和五十九年福井県規則第四十四号)を「施行細則」という。	五 興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中福井県興行場の構造設備等の基準に関する条例(昭和五十九年福井県条例第四十一号)を「条例」、興行場法施行細則(昭和五十九年福井県規則第四十四号)を「施行細則」という。	五 興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中福井県興行場の構造設備等の基準に関する条例(昭和五十九年福井県条例第四十一号)を「条例」、興行場法施行細則(昭和五十九年福井県規則第四十四号)を「施行細則」という。
1〇4 (略)	1〇4 (略)	1〇4 (略)	1〇4 (略)
5 施行細則第一条の二の規定に基づき、興行場営業譲渡承継届出書を受理すること。	5 施行細則第一条の二の規定に基づき、興行場営業譲渡承継届出書を受理すること。	5 施行細則第一条の二の規定に基づき、興行場営業譲渡承継届出書を受理すること。	5 施行細則第一条の二の規定に基づき、興行場営業譲渡承継届出書を受理すること。
6 (略)	6 (略)	6 (略)	6 (略)
7 (略)	7 (略)	7 (略)	7 (略)
8 (略)	8 (略)	8 (略)	8 (略)
9 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)附則第六条第二項の規定に基づき、譲渡により地位を承継した者の業務の状況について調査すること。	9 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)附則第六条第二項の規定に基づき、譲渡により地位を承継した者の業務の状況について調査すること。	9 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)附則第六条第二項の規定に基づき、譲渡により地位を承継した者の業務の状況について調査すること。	9 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)附則第六条第二項の規定に基づき、譲渡により地位を承継した者の業務の状況について調査すること。
六 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)を「施行規則」という。	六 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)を「施行規則」という。	六 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)を「施行規則」という。	六 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)を「施行規則」という。



157 (略)	8 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定に基づき、譲渡により地位を承継した者の業務の状況について調査すること。
七十九 (略)	十 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)を「施行規則」、旅館業法施行条例(昭和三十三年福井県条例第一号)を「条例」という。
1 (略)	2 法第三条第四項(法第三条の第二項、第三条の第三項および第三条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学校等の周辺における旅館業の経営の許可に係る意見を求めること。
3 法第三条の第二項の規定に基づき、譲受人が旅館業を引き続き営むことを承認すること。	4 法第三条の第三項の規定に基づき、営業者たる法人の合併または分割の承認をすること。
5 法第三条の四第一項の規定に基づき、相続人が旅館業を引き続き営むことの承認をすること。	6 (略)
7 (略)	8 (略)
9 (略)	10 (略)
11 (略)	12 (略)
13 (略)	13 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき、譲渡により地位を承継した者の業務の状況について調査すること。
十一 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号。以	

157 (略)	十 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)を「施行規則」、旅館業法施行条例(昭和三十三年福井県条例第一号)を「条例」という。
1 (略)	2 法第三条第四項(法第三条の第二項および第三条の第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学校等の周辺における旅館業の経営の許可に係る意見を求めること。
3 法第三条の第二項の規定に基づき、営業者たる法人の合併または分割の承認をすること。	4 法第三条の第三項の規定に基づき、相続人が旅館業を引き続き営むことの承認をすること。
5 (略)	6 (略)
7 (略)	8 (略)
9 (略)	10 (略)
11 (略)	12 (略)
十一 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号。以	

- 下この項中「法」という。)の施行に関する事務  
 この項中美容師法施行条例(平成十二年福井県条例第十一号)を「条例」という。
- 15 (略)
- 6 法第十三条第一項の規定に基づき、職員に、理所に立ち入り、法第九各号または第十二各号に掲げる措置の実施の状況を検査させること。
- 79 (略)
- 10 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第五条第二項の規定に基づき、譲渡により地位を承継した者の業務の状況について調査すること。
- 十二 美容師法(昭和三十二年法律第六十三号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務  
 この項中美容師法施行条例(平成十二年福井県条例第十三号)を「条例」という。
- 19 (略)
- 10 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第九条第二項の規定に基づき、譲渡により地位を承継した者の業務の状況について調査すること。
- 十三 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百三十九号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務  
 この項中公衆浴場法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十七号)を「施行規則」という。
- 14 (略)
- 5 施行規則第一条の二の規定に基づき、譲渡による営業者の地位の承継の届出を受理すること。
- 6 施行規則第二条の規定に基づき、相続による営業者の地位の承継の届出を受理すること。
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する

- 下この項中「法」という。)の施行に関する事務  
 この項中美容師法施行条例(平成十二年福井県条例第十一号)を「条例」という。
- 15 (略)
- 6 法第十三条第一項の規定に基づき、職員に、理所に立ち入り、法第八各号または第十二各号に掲げる措置の実施の状況を検査させること。
- 79 (略)
- 十二 美容師法(昭和三十二年法律第六十三号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務  
 この項中美容師法施行条例(平成十二年福井県条例第十三号)を「条例」という。
- 19 (略)
- 十三 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百三十九号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務  
 この項中公衆浴場法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十七号)を「施行規則」という。
- 14 (略)
- 5 施行規則第二条の規定に基づき、相続により営業者の地位の承継の届出を受理すること。
- 6 (略)
- 7 (略)

	<p>法律附則第七条第二項の規定に基づき、譲渡により地位を承継した者の業務の状況について調査すること。</p> <p>十四 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>この項中食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）を「施行規則」、食品衛生法施行条例（平成十二年福井県条例第十号）を「施行条例」、食品衛生法施行細則（昭和四十五年福井県規則第一号）を「施行細則」という。</p> <p>15 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定に基づき、譲渡により地位を承継した者の業務の状況について調査すること。</p> <p>十五 (略)</p> <p>十六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>17 21 (略)</p> <p>22 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第十条第二項の規定に基づき、譲渡により地位を承継した者の業務の状況について調査すること。</p> <p>十七〜二十五 (略)</p>
	<p>十四 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>この項中食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）を「施行規則」、食品衛生法施行条例（平成十二年福井県条例第十号）を「施行条例」、食品衛生法施行細則（昭和四十五年福井県規則第一号）を「施行細則」という。</p> <p>17 14 (略)</p> <p>十五 (略)</p> <p>十六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>17 21 (略)</p> <p>十七〜二十五 (略)</p>

附則

1 (施行期日)

この条例は、令和五年十二月十三日から施行する。  
(様式に関する経過措置)

2 この規則による改正前の旅館業法施行細則、公衆浴場法施行細則、理容師法施行細則、美容師法施行細則、食品衛生法施行細則、クリーニング業法施行細則、興行場法施行細則および食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告 示

### 福井県告示第447号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業の登録をしたので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称  
うららホームヘルプサービス
- 2 事業所の所在地  
福井市木田1丁目3308番地
- 3 事業者の名称  
医療法人雄久会
- 4 登録年月日  
令和5年11月15日
- 5 サービスの種類  
訪問介護
- 6 実施する行為  
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 7 登録番号  
181110340

### 福井県告示第448号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治

- 1 解除保安林の所在場所  
三方郡美浜町久々子50号中浜界13番9
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

令和5年11月28日（火）

### 福井県告示第449号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所  
敦賀市泉154号向尾4の1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
泉154号向尾4の1（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福井県告示第450号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所  
小浜市深野30号谷口1、7の43から7の54まで、7の56・7の57（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福井県告示第451号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市佐開45字深谷1の2から1の4まで、46字馬止1の84から1の87まで、50字利足1の1、2の1から2の3まで、2の6(国有林)、2の7、2の8・2の9(以上2筆国有林)、3の1、3の2から3の5まで(以上4筆国有林)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施設要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の存在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福井県告示第452号

主要地方道福井加賀線の下記区間において、交通安全施設整備工事に伴い、道路の区域

を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和5年11月28日から20日間一般の縦覧に供する。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要地方道	福井加賀線	新	坂井市春江町針原20字休場60番2から	160	6472
			坂井市春江町針原17字峯之歩12番2まで	~ 190	
旧	坂井市春江町針原25字上勢1番17まで	旧	坂井市春江町針原20字休場18番4から	109	6472
			坂井市春江町針原25字上勢1番17まで	~ 138	

## 公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、令和5年度クリーニング師試験(以下「試験」という。)を実施するので、クリーニング業法施行細則(昭和48年福井県規則第37号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治

1 試験日時

令和6年2月9日(金)午前9時40分から

2 試験場所

福井産業技術専門学院

福井市林藤島町20-1-3

3 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識および技能

4 受験資格



学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

5 受験願書の配布

- (1) 配布期間  
令和5年11月28日（火）から12月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日は除く。）
- (2) 配布場所  
福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課、県健康福祉センターおよび福井市保健所の窓口とする。また、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページからもダウンロードできる。

6 受験手続

受験に際し必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 出願書類

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 受験資格を有する旨を証明する書類

エ 戸籍抄本（現在の氏名とウの証明書類の氏名とが異なる場合に限る。）

オ 写真 1葉

（出願前6月以内に撮影の無帽、正面、上半身の縦45ミリメートル、横35ミリメートルの大きさで、裏面に氏名および生年月日を記載したもの）

(2) 受験手数料 7,000円

※受験手数料は下記ア、イのいずれかの手段により納付すること。

ア 福井県収入証紙7,000円分を受験願書の所定の欄に貼り付ける。（消印はしないこと。）

イ 福井県の手数料納付システムを利用し、コンビニ支払いまたはクレジット払いで7,000円を納付した後、システム利用時に発番される申込番号を福井県収入証紙貼付欄に記載する。

(3) 受験願書の提出先

県内に住所を有する者は住所所在地を管轄する健康福祉センターに、福井市に在住する者は福井市保健所に、県外に住所を有する者は福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出すること。

(4) 受験願書の提出期間

令和5年12月1日（金）から同年12月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日および日曜日を除く。）とし、郵送により提出する場合は必ず書留郵便で行い、令和5年12月15日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

7 受験通知書の送付

受験願書を受理したときは、受験票に代えて、受験番号を記載した受験通知書を送付する。

8 合格者の発表

令和6年2月26日（月）午前10時から、同年3月11日（月）午後5時15分までの期間、合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板、各健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

9 試験結果の取扱い

受験者本人より、試験結果について提供を求められた際は、口頭により受験者本人の総得点および科目別得点の情報を提供する。

(1) 提供期間

令和6年2月26日（月）から同年3月25日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、2月26日は午前10時からとし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）

(2) 提供場所

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

(3) 提供請求に必要な書類

受験票および受験者本人であることを証明する書類

10 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課（福井市大手3丁目17番1号 電話0776-20-0355）宛てに行うこと。（対応時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

（仮称）福井駅前電車通り北地区A街区市街地再開発事業施設

福井県福井市中央一丁目3500番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

福井駅前電車通り北地区A街区市街地再開発組合 理事長 市橋 信孝

- 福井県福井市大手三丁目12番20号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
未定

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年7月9日（一部3月25日開設）

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1. 397㎡

- 6 駐車場の収容台数 248台

- 7 駐輪場の収容台数 42台

- 8 荷さばき施設的面積 150㎡

- 9 廃棄物等の保管施設の容量 9.5㎡

- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
24時間

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間

- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
1箇所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

- 14 届出のあった日  
令和5年11月8日

- 15 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課

- (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1  
福井市商工労働部商工振興課

- 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

- (2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

- 17 意見書の提出先

福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
フレッションセンターしまむら森田店

福井県福井市上野本町4丁目807番地外10筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社しまむら

代表取締役 鈴木 誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号

聴取した意見の概要

- 3 聴取した意見の概要

- (1) 福井市

・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当すると想定されるので、同条例に基づき「特定工場設置届出書」を提出すること。なお、定格出力2.25KW以上の冷凍冷蔵室外機、空調室外機及び送風機等が該当となる。

・福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当する場合は、同条例の規制基準を遵守すること。

・早朝及び夜間の搬入作業及び荷捌き作業をなるべく避けること。

・空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼働や故障を起因とする騒音発生未然防止に努めること。特に、24時間稼働する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住宅等と隣接する場所をなるべく避けるなどの配慮をすること。

・店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。  
・新たに自動車等の乗り入れを築造、または既存の乗り入れを改修しようとする場合は、計画段階で必ず相談すること。  
・看板等の屋外広告物を設置する場合は、計画段階で必ず相談すること。  
・周辺道路交通の増加が見込まれる場合には、必要に応じて地域住民への説明を行うこと。

・10㎡以上の増築をする場合は確認申請が必要となるため事前に相談すること。  
・当該地は森田北東部地区計画区域内となる。建築等の行為を行う場合は、都市計画法第58条の2に基づき届出をすること。

・百貨店、スーパーマーケット、その他小売店舗について、店舗面積が500㎡を超える施設は、店舗面積50㎡ごとに自転車1台駐車することができる自転車駐車場（駐輪場）を可能な限り設置すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県福井市手寄1丁目4番1号  
福井市商工労働部商工振興課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により敦賀市から意見聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地  
ニトリ敦賀店

福井県敦賀市中央町二丁目1803番1外9号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ニトリ

代表取締役 似鳥 昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

3 聴取した意見の概要

(1) 敦賀市

- ・ 来客車両用の出入口と搬出入車両の出入口が近く、市道呉羽木崎線は交通量が多く、混雑が予想されるため安全上の配慮をすること。
- ・ 駐車場の設置に関して、福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例第21条の規定に基づき、敦賀警察署長より、防犯上の意見を求めること。
- ・ 車両、荷崩き、運搬作業等による騒音の発生防止に努めること。
- ・ 搬入、搬出車両等のエンジン停止に努め、騒音及び排気ガスの軽減に努めること。
- ・ 廃棄物の処理については、関係法令を遵守するとともに、廃棄物の飛散を防止するため随時清掃を行うなど、周辺環境の美化に努めること。

・ 管理地に廃棄物が投棄されないよう適切に管理するとともに、投棄された場合は、管理者の責任において適正処理すること。

・ 事業所から発生する事業系一般廃棄物を自ら運搬する場合は、敦賀市清掃センターへ直接持ち込むこと。（但し、事業系一般廃棄物の処理手数料が必要）

・ 他者へ収集運搬を委託する場合は、敦賀市の一般廃棄物収集運搬業許可業者と直接契約すること。

・ 町内会で管理するごみ集積所（ごみステーション）に搬出することはできないため、注意すること。

・ 屋外広告物の設置を行う場合は、福井県屋外広告物条例に定める設置基準に適合するものとして設置を行い、許可を要する場合は、許可申請書の提出を行うこと。

・ 景観法及び敦賀市景観条例に基づき、計画区域内における届出対象行為に該当するため、景観計画区域内行為届出書を提出すること。

・ 当該地が屋外広告物の届出対象範囲に含まれるため、屋外広告物を設置する場合は、必要に応じて屋外広告物設置等届出書を提出すること。

・ 敦賀市土地利用調整条例に規定する開発事業の協議に必要となる手続きを遵守すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県敦賀市中央町1丁目7番42号  
敦賀合同庁舎内福井県会計局会計課  
二州会計室

(3) 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号  
敦賀市産業経済部商工貿易振興課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

福井足羽土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年11月8日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治  
役員名 氏 名 住 所



## 選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月28日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

理事 前田 寛治 福井市上六条町18-38

団体営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）

第113条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名  
今立中部第二地区
- 2 土地改良事業の名称  
土地改良施設突発事故復旧事業
- 3 工事完了年月日  
令和4年11月27日

瓜生土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年7月17日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名 住 所  
理事 宇野 茂 若狭町山内41-15

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和5年11月6日に坂井市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年11月28日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称  
坂井市
- 2 作業の種類  
公共測量（数値地形図データ更新）
- 3 作業の期間  
令和5年11月15日から令和6年2月29日まで
- 4 作業の地域  
坂井市一円

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和5年9月8日	電機連合福井政治活動委員会	島田 浩平	代表者	島田 浩平	山田 佐智生
令和5年10月11日	稲田朋美後援会連合会	池端 幸彦	代表者	池端 幸彦	八木 誠一郎
			会計責任者	椿原 直子	寺澤 孝之
令和5年10月11日	自由民主党鯖江市支部	山本 拓	主たる事務所の所在地	鯖江市水落町1-4-8-1	鯖江市水落町1-5-31
令和5年10月10日	ふくい刷新プロジェクト	鈴木 綾菜	主たる事務所の所在地	福井市田原2-5-11	福井市印田町1-65
令和5年10月23日	自由民主党福井県宅建支部	中西 眞三	代表者	中西 眞三	山下 健治

## 福井県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月28日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和5年10月17日	新緑ネットワーク	道林 浩幸
令和5年10月20日	自由民主党福井県鯖江市第二支部	田中 敏幸